

丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228
Tel070-3791-0150 Fax04-7196-6033

e-mail : fuji1@maru1.co

<https://maru1-sr.com/>

千葉県社会保険労務士会所属

登録番号 第 12220001号

白色の紫陽花(アナベル)⇒



パート労働者の求人票作成のポイント

コロナ禍からの景気回復により、パート求人倍率も上昇しています。

正社員確保がきびしい中、大切な人材を確保するためにも求職者の目に留まる求人票のポイントや例を紹介します。



求人媒体 ハローワークから、求人サイト、フリーペーパー・SNS 等様々ありますが、情報を届けたい求職者を、ある程度特定した上で、緊急度に合わせて選びましょう。

仕事内容 『〇〇作業全般』や『〇〇補助』ではわかりにくいいため、スルーされがちです。専門用語は使わずに、できるだけ簡単な言葉で、求職者自身がその仕事で働いている姿をイメージできる説明が効果的です。

例 通販商品の検品と梱包 簡単なお仕事です。

未経験の方でもリラックスしてスタートできます♪

職場 その事業所で働く魅力や雰囲気をつたえる。

例 子育てママさん活躍中！ 扶養内 OK！交通費支給！

わからないことは 周りのスタッフが しっかりフォローします。

賃金 求人サイト等で近隣の同職種の賃金等を調査しましょう。多少見劣りする場合であっても職場環境や、働きやすさでカバーも可能です。

就業時間や休日 パート求職者にとっては最も重要な条件なのでしっかり記載が必要です。固定時間に限定しない場合は、柔軟な対応が可能であることをアピールしましょう。

(次号、面接・採用のポイント)

(前月より 就業規則とは)

就業規則の記載事項 (労働基準法第 89 条)

◇必ず記載しなければならない事項 (絶対的 necessary 記載事項)

1. 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては、就業時転換に関する事項
2. 賃金 (臨時の賃金等を除く) の決定、計算及び支払の方法、締切、支払時期昇給に関する事項
3. 退職に関する事項 (解雇の事由を含む)

◇定めをする場合は、記載しなければならない事項 (相対的 necessary 記載事項)

1. 退職手当、臨時の賃金等 (ボーナス等) 及び最低賃金額に関する事項
2. 食費、作業用品の負担に関する事項、安全衛生に関する事項
3. 職業訓練に関する事項、災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
4. 表彰・制裁に関する事項、その他事業所の労働者全員に適用される事項 (特別休暇等)

就業規則の周知 (労働基準法第 106 条)

就業規則は、各作業所のみやすい場所への掲示、備え付け、書面の交付などによって労働者に周知しなければなりません。

柏まつりが7月29・30日に
手賀沼花火大会も8月5日に開催予定です。

柏商工会議所 HP より



まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート!

☎ 丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228 Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033

mail:fuji1@maru1.co <https://maru1-sr.com/> 丸一社労士 柏市で検索

当事務所では、特別加入 (事業主様や役員の方、建設業一人親方の労災保険) も受付けております。